

入札ボンド制度について

目的

一般競争入札の拡大

総合評価方式の拡大

不良不適格業者の参入、
経営力に比べ過度な入札参加の増大の懸念

技術提案を審査する発注者の負担の増加についての懸念

入札ボンドの導入により、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備

制度の概要

会計法・地方自治法の入札保証制度を活用して実施

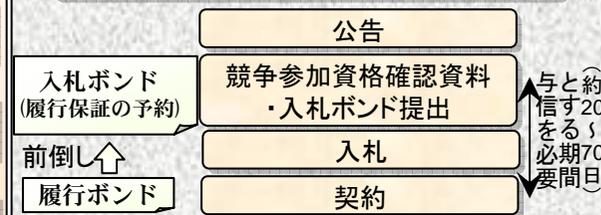
発注者が入札ボンド(※)の提出を求める

※ 損保の入札保証保険、金融機関の入札保証
金融機関・保証事業会社の契約保証の予約

金融機関等が入札前に企業の財務的な履行能力を審査し、入札ボンドを発行＝履行保証の予約

入札ボンドの発行を受けた企業による入札

入札ボンド手続の流れ(イメージ)



効果

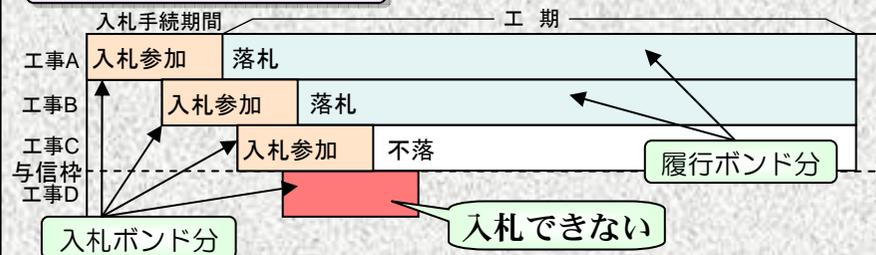
期待できる効果

- ① 契約履行能力が著しく劣る建設業者の排除
- ② 与信枠の制約による絞り込み
- ③ 深刻化するダンピングの抑止

市場機能の活用による入札契約全体の透明性の向上

総合評価方式の運用と併せ、技術と経営に優れた企業の伸張

与信枠の機能(イメージ)



技術と経営に優れた者による質の高い競争(イメージ)

